



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

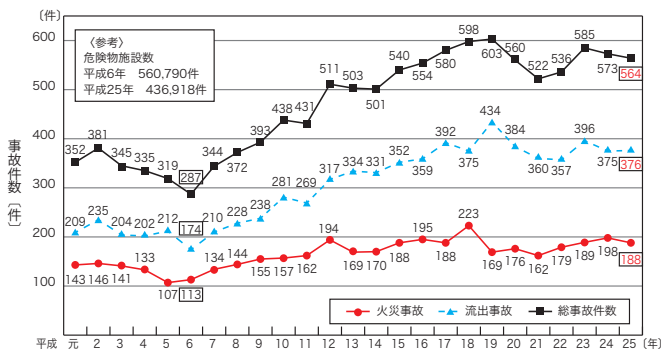
○ 平成25年中の危険物施設における事故件数

先般、消防庁では、平成25年中に全国で発生した危険物に係る火災及び流出事故の概要を取りまとめました。

平成25年中の危険物施設における事故発生件数は564件であり、前年に比べて9件減少しました。しかし、事故発生件数は依然高い水準で推移しており、平成元年以降、事故が最も少なかった平成6年中と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故発生件数は約2倍に増加しています。

このような状況を踏まえ、消防庁では、関係省庁と連携し、事業者が危険物等事故防止安全憲章（以下「安全憲章」という。）に掲げた項目等について、積極的に取り組むように働きかけています。

危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、東日本大震災その他震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

○ 平成26年度危険物事故防止アクションプラン

消防庁では、事故防止対策の取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会」を開催し、「平成26年度危険物事故防止アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を取りまとめました。

アクションプランは、近年の重大な事故を踏まえ、平成26年5月、石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議の検討結果に基づき取りまとめられた同連絡会議報告書（以下「報告書」という。）や、今後の事故防止対策の取組の基本方針として策定された安全憲章等を基礎とし、そこで提案されている取組事項を確実に実施していくことを主眼に置きながら、引き続き地震・津波対策の推進を図る観点から、関係団体・機関が取り組むための重点項目を定めたものです。

危険物施設等における事故防止を図るため、アクションプランに基づく官民一体となった事故防止対策の自主的、積極的な推進をお願い致します。

＜危険物事故防止に関する重点項目＞

危険物施設における事故による死傷者の絶無を図り、かつ、事故件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報共有」を図るとともに、事業者が安全憲章及び報告書の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの事態に応じた安全確保方策を確立することが重要です。このようなことに鑑み、次の事項を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

1 保安教育による人材育成・技術の伝承

保安教育を充実させて、装置の設計思想、マニュアルの手順の背景にある原理原則の理解（know-why）の促進によるリスクアセスメントや設備等の点検を行う人材、安全推進の中核となる人材等を計画的に育成するとともに、保安に関する知識・技術の伝承を徹底するため、過去の事故事例等の共有やデータベース化、火災等の模擬体験、外部機関を活用した教育等を行うこと。

2 リスクに応じた適切な取組

社内外の事故情報や安全対策情報を収集し保安対策に活用するとともに、コミュニケーションや情報共有を通じて、運転部門、保全部門、設計部門等の各部門間における連携を強化することにより、適切な運転、保全等を行うこと。

また、現場における適切な安全管理の枠組を構築するとともに、非常時作業時、設備等の経年劣化も踏まえた点検、整備時等を想定したリスクアセスメントを行いその結果を記録するとともに、潜在リスクに対する適切なマニュアルや体制を整備すること。

3 企業全体の安全確保に向けた体制作り

経営層が協力会社も含めた現場とのコミュニケーションを強化するとともに、保安に対する強い意識を持ち、安全優先の方針を社内に発信することにより、現場で必要とされる安全確保方策が適切に実施される体制を整備すること。

また、過去の事故事例やヒヤリハット事例等の検討、必要に応じて第三者による客観的な評価や社外との情報交換等を活用することにより、継続的に安全確保方策の充実に努めること。

4 地震・津波対策の推進

地震想定や津波想定を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の再検証を行うとともに、被害を最小限にするため、また、被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等を適切に実施することができるよう、平常時から、事前計画の作成や訓練等を通じた習熟度の向上を図ること。

問合わせ先

消防庁 危険物保安室 清水
TEL: 03-5253-7524